

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成30年8月10日
【四半期会計期間】	第15期第2四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）
【会社名】	株式会社UMNファーマ
【英訳名】	UMN Pharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 平野 達義
【本店の所在の場所】	秋田県秋田市御所野湯本四丁目2番3号
【電話番号】	018-892-7411（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 橋本 裕之
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目14番30号
【電話番号】	045-595-9840（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 橋本 裕之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第2四半期累計期間	第15期 第2四半期累計期間	第14期
会計期間	自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日
売上高 (千円)	2,943	53,610	104,050
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	34,350	△307,329	△158,422
四半期純利益又は四半期 (当期) 純損失 (△) (千円)	34,032	△388,253	△159,059
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	217,515	306,915	306,915
発行済株式総数 (株)	12,196,500	12,796,500	12,796,500
純資産額 (千円)	371,729	△28,494	357,437
総資産額 (千円)	465,452	1,501,196	1,891,244
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期 (当期) 純損失 金額 (△) (円)	2.79	△30.34	△12.96
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	79.9	△2.1	18.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△330,107	△287,278	△561,723
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△50	△133,539	△50
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	102,916	△599	1,729,946
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高 (千円)	338,857	1,312,854	1,734,272

回次	第14期 第2四半期会計期間	第15期 第2四半期会計期間
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日
1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△14.14	△15.16

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 第14期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第14期及び第15期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在するものの1株当たり四半期 (当期) 純損失金額を計上しているため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から、当社において営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動也没有ありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、より高い有効性及び効率的な生産が可能な付加価値の高い次世代ロジカルワクチンの創製を目指す次世代バイオ医薬品自社開発事業、ならびに安定的な収益確保実現を目指すバイオ医薬品等受託製造事業の2事業を中心に取り組んでおります。「次世代バイオ医薬品自社開発事業」において、平成29年10月31日に、塩野義製薬株式会社と、ヒト用感染症予防ワクチンをはじめとする創薬に関する基盤技術整備及び開発候補品の基礎的研究に関する資本業務提携契約を締結、平成29年11月16日付にて塩野義製薬株式会社に対する第三者割当による新株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込が完了し、1,639,000千円の資金調達を実施いたしました。平成30年6月30日時点における現金及び預金残高は1,312,854千円となっており、平成31年12月末までに必要となる研究開発費を含む事業資金を確保しております。

一方、当社は、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。塩野義製薬株式会社との資本業務提携に関して、上記第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については、満期償還日が平成33年11月15日までとなっており、上場廃止を事由とする以外に繰上償還に関する条件は付されていないものの、当該新株予約権付社債に係る新株予約権が転換されるためには、当社普通株式の株価が当初の転換価額298円を上回って推移していること、ならびに今後の塩野義製薬株式会社との資本業務提携に係る開発が順調に進展していることが重要な指標となります。同様に、開発の進展に係るマイルストーン条件の達成に伴うマイルストーン収益の収受を計画通りに実現するためには、当該マイルストーン条件が計画通りに達成していることが必要となります。平成30年12月期第2四半期において、資本業務提携内容の成果に係る第1回マイルストーン条件を達成したものの、現時点において、第2回以降のマイルストーン達成に関する確実性は担保されている状況ではありません。加えて、バイオ医薬品等受託製造事業に関しては、塩野義製薬株式会社との資本業務提携に係る研究開発業務に専念する義務を負っていることから、塩野義製薬株式会社との資本業務提携に係る研究開発活動に集中することとしたため、当該事業における収益は限定的にならざるを得ず、当面の間、営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続する見込みであります。

これらの状況を総合的に勘案すると、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、当該状況を解消するために、以下の対策を講じ、当該状況の改善に努めてまいります。

① 塩野義製薬株式会社との資本業務提携に係る第1フェーズにおける開発マイルストーンの着実な達成及び提携第2フェーズへの移行

塩野義製薬株式会社との資本業務提携に係る研究開発業務に経営資源を集中し積極的に推進することにより、提携第1フェーズに係る第2回以降の開発マイルストーンの着実な達成を実現し、計画通りのマイルストーン収益の収受を目指してまいります。また、提携第2フェーズへの移行を通じて、ライセンス契約その他の協業スキームの発展を目指すとともに、開発候補品の本格的な開発進展に伴う収益向上を目指してまいります。

② 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の転換の実現

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の転換に関し、上記①における開発マイルストーンを計画通りに達成することにより、割当先である塩野義製薬株式会社の転換政策に関して協議し、着実に当社普通株式への転換を実現、当社財務基盤の確実な強化を目指してまいります。また、提携第2フェーズ移行を通じて、平成32年12月期以降において必要となる長期的な研究開発資金を含む事業資金の獲得を目指してまいります。

しかしながら、これらの対策を講じて、業績及び資金面での改善を図る上で重要となる売上高及び営業利益の確保は外部要因に大きく依存することになるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第2四半期会計期間の末日において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策の効果により、企業収益及び雇用環境は、緩やかな回復傾向が見られております。一方で、国内における個人消費の弱さに加え、周辺地域情勢の不安定化、米国通商政策の動向に対する警戒感が増大するなど、世界的な経済情勢に対する懸念は払拭されておらず、依然として先行き不透明な状況が続いております。

わが国医薬品業界においては、医療費抑制策により医療用医薬品市場の伸びが鈍化しており、グローバル医薬品開発による世界市場での展開が一層重要になっております。

このような経営環境の中にあって、当社は、より高い有効性及び効率的な生産が可能な付加価値の高い「*次世代ロジカルワクチン」の創製を目指す「次世代バイオ医薬品自社開発事業」、ならびに安定的な収益確保実現を目指す「バイオ医薬品等受託製造事業」の2事業を中心に取り組んでまいりました。

「次世代バイオ医薬品自社開発事業」においては、平成29年10月31日に、塩野義製薬株式会社と締結した、ヒト用感染症予防ワクチンをはじめとする創薬に関する基盤技術整備、ならびに当社が次世代バイオ医薬品自社開発事業で開発を進めている自社開発パイプラインの一部及び自社開発パイプライン以外の新規開発候補ターゲットを当初の開発候補品として選定し基礎的研究を進めることを目的とした資本業務提携に基づき、基盤技術整備及び開発候補品の基礎的研究に係る研究開発活動を積極的に推進しております。平成30年5月29日に、資本業務提携契約にてあらかじめ定められた半年毎の成果達成状況に基づき、第1回マイルストーン条件を達成したことを確認、当第2四半期において当該マイルストーンに係るフィーを受領いたしました。本書開示日現在においては、第2回マイルストーン条件達成に向けた基盤技術整備に係る研究開発活動が、概ね当初計画通りに進展している状況にあります。また、並行して進めている開発候補品の基礎的研究については、複数の開発候補品において次世代ロジカルワクチンの創製に係る重要な知見を得つつあり、開発候補品の選定に係る検討が進展しております。

自社開発パイプラインについては、これまでの提携関係の整理等に伴い、新たに以下の開発コードを付与し、独自技術に基づき研究開発を推進しております。なお、本書開示日現在における進捗は、いずれも基礎的研究段階にあります。

- ・UMN-101：組換え季節性インフルエンザワクチン
- ・UMN-102：組換え新型インフルエンザワクチン
- ・UMN-103：組換えロタウイルスワクチン
- ・UMN-104：組換えノロウイルスワクチン

また、平成29年6月26日及び平成29年12月1日に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下、「医薬健栄研」といいます。）と締結した、医薬健栄研が保有する新規**アジュバントシーズ及び当社が保有するワクチン等製造技術を融合し、新規ワクチンをはじめ最先端バイオ医薬品を創出することを目的とする共同研究契約に基づき、「次世代ロジカルワクチン」の創製に向けた研究開発活動を推進しております。当社の複数のワクチン候補抗原と医薬健栄研の複数のアジュバントの最適な組み合わせを見出すことを目的とした動物における免疫応答の解析を実施中で、次世代ロジカルワクチンの創製につながる知見を得つつあり共同研究が進展していることから、平成30年6月22日に、共同研究期間を平成31年6月まで延長することで合意いたしました。

一方、「バイオ医薬品等受託製造事業」においては、前事業年度に受注した大学等研究機関からの案件2件を納品いたしました。売上確保に向け、引き続き、塩野義製薬株式会社との提携に資する案件を中心に大学及び公共研究機関からの受注に取り組んでおります。

新規開発パイプラインの導入については、これまでの大学及び公共研究機関との受託の実績から、研究段階の製造受託にとどまらず、製品化も想定した案件候補も出てきており、新規開発パイプラインの導入経路の一つとして積極的に取り組んでおります。

平成30年7月31日付「特別損失の計上に関するお知らせ」にて開示した通り、秋田工場土地に関し、時価の著しい下落が認められるため、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当第2四半期累計期間において、80,605千円の減損損失を特別損失として計上いたしました。研究開発費及び一般管理費の進捗状況ならびに第3四半期以降における費用想定より、人件費、消耗品費、外注費を中心に、減損損失額と同額程度の費用減少を見込んでいることから、当該減損損失の影響をほぼ吸収する結果、平成30年2月14日に開示した平成30年12月期通期業績予想への影響は軽微であります。

なお、平成29年12月期に債務超過を解消したことから、平成30年3月30日付にて、株式会社東京証券取引所において、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄から解除されております。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は、53,610千円（前年同四半期比1,721.4%増）となりました。一方、塩野義製薬株式会社との業務提携に係る研究開発費用、横浜研究所実験環境整備費用及び秋田工場再立ち上げ費用等を計上したことにより、営業損失は305,162千円（前年同四半期は315,140千円の営業損失）、経常損失は307,329千円（前年同四半期は34,350千円の経常利益）、四半期純損失は、特別損失として減損損失を80,605千円計上したことにより388,253千円（前年同四半期は34,032千円の四半期純利益）となりました。

なお、当社は、医療用医薬品の研究開発及びこれに関連する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績に関する記載を省略しております。

***次世代ロジカルワクチン：**当社が目指す次世代ロジカルワクチンとは、これまで10年以上に亘り開発してきたバイオ医薬品技術プラットフォームの各種知見・ノウハウ・技術を活用して、ヒト用感染症予防ワクチンをはじめとする次世代バイオ医薬品の原薬となる組換えタンパク抗原の製造技術、アジュバント技術及び製剤/ドラッグ・デリバリー技術を統合したワクチンの開発コンセプトです。次世代ロジカルワクチンにより、対象となる感染症に最適な高い有効性及び高生産性の実現を目指しています。すなわち、製剤/ドラッグ・デリバリー技術を活用して、対象となる感染症毎に最適な免疫を誘導することにより、高い有効性を実現することが可能となります。また、アジュバント技術を活用して、より少ない抗原量で高い有効性を実現するのみならず、組換えタンパク抗原を効率よく生産する技術により、当社の現生産体制にて市場をカバー可能な供給量を確保することが可能になるとともに、コスト低減に寄与することが可能となります。

****アジュバント：**ワクチン等の有効性を高めるための免疫増強を目的とする医薬品添加物

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度に比べ421,417千円減少し、1,312,854千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前四半期純損失387,935千円等により、287,278千円の支出（前年同四半期は330,107千円の支出）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得等により、133,539千円の支出（前年同四半期は50千円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、新株予約権の発行により、599千円の支出（前年同四半期は102,916千円の収入）となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における当社の研究開発費の総額は234,311千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象を改善するための対応策について

当社は、「1 事業等のリスク」に記載した、継続企業の前提に関する重要事象の存在する当該状況を解消するべく、以下の対策を講じ、当該状況の改善に努めてまいります。

① 塩野義製薬株式会社との資本業務提携に係る第1フェーズにおける開発マイルストーンの着実な達成及び提携第2フェーズへの移行

塩野義製薬株式会社との資本業務提携に係る研究開発業務に経営資源を集中し積極的に推進することにより、提携第1フェーズに係る第2回以降の開発マイルストーンの着実な達成を実現し、計画通りのマイルストーン収益の収受を目指してまいります。また、提携第2フェーズへの移行を通じて、ライセンス契約その他の協業スキームの発展を目指すとともに、開発候補品の本格的な開発進展に伴う収益向上を目指してまいります。

② 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の転換の実現

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の転換に関し、上記①における開発マイルストーンを計画通りに達成することにより、割当先である塩野義製薬株式会社における転換政策に関して協議し、着実に当社普通株式への転換を実現、当社財務基盤の確実な強化を目指してまいります。また、提携第2フェーズ移行を通じて、平成32年12月期以降において必要となる長期的な研究開発資金を含む事業資金の獲得を目指してまいります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成30年6月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成30年8月10日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,796,500	12,796,500	東京証券取引所 （マザーズ）	単元株式数は100株 であります。
計	12,796,500	12,796,500	—	—

（注） 提出日現在発行数には、平成30年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第21回新株予約権（無償ストックオプション）

決議年月日	平成30年4月13日
新株予約権の数（個）	879（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	87,900（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	402（注）2
新株予約権の行使期間	（注）4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額 402 資本組入額 201 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、当社が他社との合併をする場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり、次により決定される新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。当初の行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近の取引日の終値をいい、以下、これらを総称して「終値」という。）とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分をするとき（新株予約権その他の当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使により新株式を発行又は交付する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。この場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日又は払込期間の最終日（基準日がある場合は、当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{又は} \text{処分株式数}}$$

上記算式において、「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。この場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社との合併をする場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

3. ①新株予約権は、発行時割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
②新株予約権発行時において、当社の従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役、監査役、執行役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。
③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 新株予約権付与の取締役会決議日後2年を経過した日から8年間（平成32年4月14日から平成40年4月13日まで）とする。
なお、行使期間の開始日が株主名簿管理人の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が株主名簿管理人の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
5. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、この端数を切り上げた額とする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2で定められる行使価額と組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記4に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記4に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使条件
上記3に準じて決定する。
- ⑨交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件
i.当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案、当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画の議案について株主総会の承認決議がなされたとき（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社が別途定める日の到来をもって、新株予約権全部を無償で取得することができる。
ii.上記3に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年4月1日～ 平成30年6月30日	—	12,796,500	—	306,915	—	306,915

(6) 【大株主の状況】

平成30年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
塩野義製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町3-1-8	600,000	4.69
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	TAUNUSANLAGE 12,60325 FRANKFURT,AM MAIN GERMANY (東京都千代田区丸の内2-7-1)	88,500	0.69
澤田 喜美子	奈良県生駒郡斑鳩町	77,700	0.61
大桑 啓嗣	大阪府和泉市	70,000	0.55
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1-3-2	66,000	0.52
豊田 雅司	東京都練馬区	65,400	0.51
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	5TH FLOOR,TRINITY TOWER 9,THOMAS MORE STREET LONDON,E1W 1YT,UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1)	62,700	0.49
杉山 茂	神奈川県横浜市戸塚区	53,700	0.42
富田 晃生	大分県佐伯市	50,400	0.39
高梨 博	神奈川県伊勢原市	50,000	0.39
計	—	1,184,400	9.26

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 12,791,200	127,912	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 5,300	—	—
発行済株式総数	12,796,500	—	—
総株主の議決権	—	127,912	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が50株含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当第2四半期会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,734,272	1,312,854
その他	102,672	83,170
流動資産合計	1,836,944	1,396,024
固定資産		
有形固定資産	—	80,605
投資その他の資産	54,300	24,566
固定資産合計	54,300	105,172
資産合計	1,891,244	1,501,196
負債の部		
流動負債	46,766	42,479
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	1,460,200	1,460,200
資産除去債務	23,125	23,297
その他	3,714	3,714
固定負債合計	1,487,040	1,487,212
負債合計	1,533,806	1,529,691
純資産の部		
株主資本		
資本金	306,915	306,915
資本剰余金	306,915	306,915
利益剰余金	△256,194	△644,448
自己株式	△197	△197
株主資本合計	357,437	△30,815
新株予約権	—	2,321
純資産合計	357,437	△28,494
負債純資産合計	1,891,244	1,501,196

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
売上高	2,943	53,610
売上原価	1,896	1,677
売上総利益	1,046	51,933
販売費及び一般管理費	※1 316,187	※1 357,096
営業損失(△)	△315,140	△305,162
営業外収益		
受取利息	4	3
助成金収入	336,618	—
その他	13,877	22
営業外収益合計	350,500	25
営業外費用		
支払利息	15	—
社債利息	—	1,593
株式交付費	993	—
新株予約権発行費	—	599
営業外費用合計	1,008	2,192
経常利益又は経常損失(△)	34,350	△307,329
特別損失		
減損損失	—	※2 80,605
特別損失合計	—	80,605
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	34,350	△387,935
法人税、住民税及び事業税	318	318
法人税等合計	318	318
四半期純利益又は四半期純損失(△)	34,032	△388,253

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 (△)	34,350	△387,935
減損損失	—	80,605
新株予約権発行費	—	599
株式報酬費用	—	2,321
受取利息	△4	△3
支払利息	15	—
社債利息	—	1,593
株式交付費	993	—
助成金収入	△336,618	—
売上債権の増減額 (△は増加)	6,130	—
その他	△32,360	17,448
小計	△327,493	△285,371
利息の受取額	4	3
利息の支払額	△15	△1,593
法人税等の支払額	△2,602	△318
営業活動によるキャッシュ・フロー	△330,107	△287,278
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△161,211
差入保証金の差入による支出	△50	△1,320
差入保証金の回収による収入	—	28,992
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50	△133,539
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△25,000	—
株式の発行による収入	132,956	—
新株予約権の発行による支出	—	△599
その他	△5,040	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	102,916	△599
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△227,241	△421,417
現金及び現金同等物の期首残高	566,098	1,734,272
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 338,857	※ 1,312,854

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社は、より高い有効性及び効率的な生産が可能な付加価値の高い次世代ロジカルワクチンの創製を目指す次世代バイオ医薬品自社開発事業、ならびに安定的な収益確保実現を目指すバイオ医薬品等受託製造事業の2事業を中心に取り組んでおります。「次世代バイオ医薬品自社開発事業」において、平成29年10月31日に、塩野義製薬株式会社と、ヒト用感染症予防ワクチンをはじめとする創薬に関する基盤技術整備及び開発候補品の基礎的研究に関する資本業務提携契約を締結、平成29年11月16日付にて塩野義製薬株式会社に対する第三者割当による新株式及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込が完了し、1,639,000千円の資金調達を実施いたしました。平成30年6月30日時点における現金及び預金残高は1,312,854千円となっており、平成31年12月末までに必要となる研究開発費を含む事業資金を確保しております。

一方、当社は、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。塩野義製薬株式会社との資本業務提携に関して、上記第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については、満期償還日が平成33年11月15日までとなっており、上場廃止を事由とする以外に繰上償還に関する条件は付されていないものの、当該新株予約権付社債に係る新株予約権が転換されるためには、当社普通株式の株価が当初の転換価額298円を上回って推移していること、ならびに今後の塩野義製薬株式会社との資本業務提携に係る開発が順調に進展していることが重要な指標となります。同様に、開発の進展に係るマイルストーン条件の達成に伴うマイルストーン収益の収受を計画通りに実現するためには、当該マイルストーン条件が計画通りに達成していることが必要となります。平成30年12月期第2四半期において、資本業務提携内容の成果に係る第1回マイルストーン条件を達成したものの、現時点において、第2回以降のマイルストーン達成に関する確実性は担保されている状況ではありません。加えて、バイオ医薬品等受託製造事業に関しては、塩野義製薬株式会社との資本業務提携に係る研究開発業務に専念する義務を負っていることから、塩野義製薬株式会社との資本業務提携に係る研究開発活動に集中することとしたため、当該事業における収益は限定的にならざるを得ず、当面の間、営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続する見込みであります。

これらの状況を総合的に勘案すると、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、当該状況を解消するために、以下の対策を講じ、当該状況の改善に努めてまいります。

① 塩野義製薬株式会社との資本業務提携に係る第1フェーズにおける開発マイルストーンの着実な達成及び提携第2フェーズへの移行

塩野義製薬株式会社との資本業務提携に係る研究開発業務に経営資源を集中し積極的に推進することにより、提携第1フェーズに係る第2回以降の開発マイルストーンの着実な達成を実現し、計画通りのマイルストーン収益の収受を目指してまいります。また、提携第2フェーズへの移行を通じて、ライセンス契約その他の協業スキームの発展を目指すとともに、開発候補品の本格的な開発進展に伴う収益向上を目指してまいります。

② 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の転換の実現

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の転換に関し、上記①における開発マイルストーンを計画通りに達成することにより、割当先である塩野義製薬株式会社の転換政策に関して協議し、着実に当社普通株式への転換を実現、当社財務基盤の確実な強化を目指してまいります。また、提携第2フェーズ移行を通じて、平成32年12月期以降において必要となる長期的な研究開発資金を含む事業資金の獲得を目指してまいります。

しかしながら、これらの対策を講じても、業績及び資金面での改善を図る上で重要となる売上高及び営業利益の確保は外部要因に大きく依存することになるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表には反映しておりません。

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
研究開発費	193,416千円	234,311千円

※2 減損損失

当第2四半期累計期間(自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	金額
工場	秋田県秋田市	土地	80,605千円

当社は、医療用医薬品の研究開発及びこれに関連する事業のみの単一事業であることから、全ての事業用資産を単一の資産グループとしております。

秋田県秋田市の秋田工場用地について、時価の著しい下落が認められるため「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損損失を特別損失として計上いたしました。

なお、当該土地は近隣の「国土交通省地価公示」に基づき評価し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
現金及び預金勘定	338,857千円	1,312,854千円
現金及び現金同等物	338,857千円	1,312,854千円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成28年11月21日にEvolution Biotech Fundに対して発行した第20回新株予約権(行使価額修正条項付き)(第三者割当)の権利行使による新株式発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ67,515千円増加しております。

また、当社は、平成29年3月30日開催の定時株主総会の決議により、資本金9,967,021千円、資本準備金9,636,021千円をそれぞれ減少しその他資本剰余金に振り替え、振り替え後のその他資本剰余金19,603,043千円の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当しました。

以上の結果、当第2四半期会計期間末において、資本金が217,515千円、資本剰余金が217,515千円となりました。

II 当第2四半期累計期間(自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)

当社は、医療用医薬品の研究開発及びこれに関連する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

1. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

II 当第2四半期累計期間(自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)

当社は、医療用医薬品の研究開発及びこれに関連する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

1. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
(固定資産に係る重要な減損損失)

秋田県秋田市の秋田工場用地について、時価の著しい下落が認められるため「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を特別損失として計上いたしました。

なお、当該減損損失の計上額は80,605千円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)	2円79銭	△30円34銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△) (千円)	34,032	△388,253
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(千円)	34,032	△388,253
普通株式の期中平均株式数(株)	12,192,306	12,796,450
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失金額を計上しているため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月8日

株式会社UMNファーマ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐野 明宏

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

宮澤 義典

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社UMNファーマの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第15期事業年度の第2四半期会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社UMNファーマの平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。